



長野県報

10月7日(月)
平成25年
(2013年)
第2512号

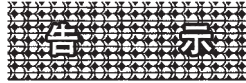
目次

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称及び所在地の変更の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課).....	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室).....	3
解除予定保安林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	4

公告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室).....	5
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課).....	5



長野県告示第489号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成25年10月7日

長野県知事 阿部守一

1 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ほたる薬局伊北店	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪宮の北3009番地1	平成25年7月1日
谷川整形外科クリニック	長野県松本市里山辺12090-1	平成25年7月1日
ウェルシア薬局上田真田店	長野県上田市真田町本原746番地1	平成25年7月1日
西野薬局	長野県上田市殿城232-3	平成25年7月1日
豊田土屋薬局	長野県諏訪市大字豊田2437-2	平成25年7月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指 定 年 月 日
松本市長	長野県松本市波田4417番地10	松本市立病院訪問看護ステーション	長野県松本市波田4417番地10	平成25年6月1日
合同会社A-line	長野県佐久市小田井719番地3	A愛ホーム訪問看護ステーション	長野県上田市十人字下村52番地3	平成25年6月1日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3	訪問看護ステーションひらね	長野県佐久市上平尾字宿1015番地2	平成25年7月1日

地域福祉課

長野県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成25年10月7日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
薬局マツモトキョシ塩田店	長野県上田市小島168-4	薬局マツモトキョシ塩田店	塩田ファミリー薬局	平成25年 7月1日
飯田下伊那薬剤師会会営薬局	長野県飯田市知久町4丁目 1210-1	長野県飯田市知久町4丁目 1210-1	長野県飯田市知久町4丁目 1206	平成24年 11月23日
飯山整骨院	長野県飯山市大字飯山5292- 2	長野県飯山市大字飯山5292- 2	長野県飯山市大字大道西5292- 2	平成25年 6月15日

地域福祉課

長野県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成25年10月7日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
山本 真哉	長野県松本市大字中山1140-1	平成25年8月1日
畔上 英樹	長野県松本市野溝西1-3-34	平成25年8月1日
田中 勉	長野県安曇野市豊科4373-7 フローラ安曇野2A	平成25年8月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山色整骨院	長野県松本市岡田松岡147-6	平成25年8月1日
あぜがみ鍼灸接骨院	長野県松本市野溝西1-3-34	平成25年8月1日
なごみ整骨院	長野県安曇野市豊科4373-7 フローラ安曇野1A	平成25年8月1日

地域福祉課

長野県告示第492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成25年10月7日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニコニコライフ	株式会社ニコニコライフ訪問介護事業所	茅野市ちの904C-1	平成25年10月1日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人白馬村社会福祉協議会	白馬村社協デイサービスセンター	北安曇郡白馬村大字北城265番地38	平成25年10月1日
医療法人長野寿光会	デイサービスセンター上山田	千曲市上山田温泉4丁目1番地18号	平成25年10月1日
株式会社オラクール	宅幼老所ひととせ	松本市大字神林3477-4	平成25年10月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社日本夜間介護センター岡谷	グットケア24松本	松本市島内4578-1	平成25年10月1日
特定非営利活動法人ひだまり	居宅介護支援ひだまり	飯田市駄科1046番地3	平成25年10月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニコニコライフ	株式会社ニコニコライフ訪問介護事業所	茅野市ちの904C-1	平成25年10月1日

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人白馬村社会福祉協議会	白馬村社協デイサービスセンター	北安曇郡白馬村大字北城265番地38	平成25年10月1日
医療法人長野寿光会	デイサービスセンター上山田	千曲市上山田温泉4丁目1番地18号	平成25年10月1日
株式会社オラクール	宅幼老所ひととせ	松本市大字神林3477-4	平成25年10月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第493号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年10月7日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

北佐久郡軽井沢町大字追分字前谷地中島717の12から717の18まで、718の9、718の11から718の14まで、字雨池730の45、730の46（次の図に示す部分に限る。）、730の47から730の57まで、730の58（次の図に示す部分に限る。）、字南牛越734の6から734の13まで、735の7から735の16まで、736の2、字北牛越741の9、741の12から741の15まで、748の4から748の8まで、755の7から755の10まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第494号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年10月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村片桐4237の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第495号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年10月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村片桐4237の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第496号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年10月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北安曇郡白馬村大字北城字ドロノ木15854の3・15855の3・15856の4（以上3筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年10月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年10月7日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 寺村南松本停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字寿豊丘647番の4地先から 松本市大字寿豊丘644番の1地先まで	旧	7.0~7.5 m	0.0700 km
同 上	新	10.1	0.0700

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 兎川寺鎌田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市中条674番の21地先から 松本市井川城一丁目4609番の34地先まで	旧	31.0~38.5 m	0.0500 km
同 上	新	31.0	0.0500

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年10月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年10月7日

長野県千曲建設事務所長 荻野 厚

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上室賀坂城停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
埴科郡坂城町大字坂城6506番の10地先から 埴科郡坂城町大字坂城6576番の1地先まで	旧	4.5~13.8 m	0.3000 km
同 上	新	12.8~24.5	0.2833

道路管理課